

(1)前事業年度に収受した補償金総額および規程第4条補償金及び規程第4条補償金の内訳

①2022年度に収受した補償金総額	4,662,379,880円
②規程第3条補償金	4,661,352,570円
③規程第4条補償金	1,027,310円

(2)規程第3条補償金の総額のうち、初中等教育収受額と高等教育収受額の内訳

①初中等教育収受額	2,263,598,865円
②高等教育収受額	2,397,753,705円

(3)当該事業年度の共通目的基金の総額

932,270,514円

(4)業務執行規程第5条第7項の規定より組み入れた前事業年度の収支差額金

190,405,352円

(5)業務執行規程第5条第1項第1号に定める管理手数料の額

326,365,221円

(6)分配期における規程第3条補償金分配基金及び規程第4条補償金分配額

①規程第3条補償金分配基金	3,593,208,714円
②規程第4条補償金分配額	956,816円

(7)前号の規程第4条補償金分配額のうちそれぞれの受託団体の分配限度額

第3条と合わせ下表参照(※1)

更新日 2024/7/25

受託団体名	規程第3条補償金 分配限度額	規程第4条補償金 分配限度額
一般社団法人新聞著作権管理協会	149,922,579円	59,514円
一般社団法人学術著作権協会	117,010,989円	0円
協同組合日本脚本家連盟	9,800,711円	0円
一般社団法人日本美術著作権連合	419,542,405円	362,018円
公益社団法人日本漫画家協会	9,120,173円	1,415円
一般社団法人日本レコード協会	21,696,685円	17,535円
協同組合日本シナリオ作家協会	447,341円	0円
一般社団法人教科書著作権協会	195,607,815円	0円
一般社団法人日本美術著作権協会	5,218,462円	0円
一般社団法人日本音楽著作権協会	77,597,872円	29,018円
株式会社NexTone	6,780,221円	1,953円
一般社団法人日本写真著作権協会	495,061,108円	90,891円
公益社団法人日本専門新聞協会	505,602円	0円
公益社団法人日本文藝家協会	29,958,372円	135,599円
一般社団法人日本動画協会	25,973,339円	0円
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会	44,300,450円	0円
一般社団法人映像コンテンツ 権利処理機構	42,739,332円	0円
一般社団法人出版者著作権管理機構	372,616,427円	0円
一般社団法人日本民間放送連盟	8,256,121円	0円
一般社団法人海外著作権関係補償金等分配支援機構	6,041,869円	0円
SARTRAS(受託団体未定分)(※4)	1,532,467,212円	253,538円
総計(※2、※3)	3,570,665,085円	951,481円

※1 受託団体は、分配限度額の範囲内で、判明した権利者分の補償金を本会より受領し、権利者に分配する。なお分配限度額は、分配資料の整備状況により、変動があった場合に更新する。

※2 規程第3条補償金分配基金3,593,208,714円と総計額との差額22,543,629円は、分配除外もしくは計算過程の端数処理によるもの。そのうち3,773,001円は2023年度収受規程第3条補償金分配基金へ組み入れ済。18,770,628円は2024年度収受規程第3条補償金分配基金へ組み入れ予定。

※3 規程第4条補償金分配額956,816円と総計額との差額5,335円は、計算過程の端数処理によるもの。2023年度収受規程第3条補償金分配基金へ組み入れ済。

※4 本来は受託団体に振り分けられるべき分が一部、公表時点で振り分け前の状態となっているためSARTRAS分として計上されているが、今後の整備によってしかるべき受託団体に振り分けられることとなる。